# 平成30年第2回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録

秋川流域斎場組合議会

## 平成30年第2回

秋川流域斎場組合議会定例会会議録 平成30年10月30日(火)、平成30年第2回秋川流域斎場組合議会定例会 は、ひので斎場会議室に招集された。

10月30日(火曜日)

## 1. 出席議員(12名)

1番	辻	よし子	8番	清	水		浩
2番	大久保	昌代	9番	萩	原	隆	旦.
3 番	村木	英 幸	10番	清	水	兵	庫
5 番	窪 島	成一	11番	抬	Ш		洋
6番	山根	トミ江	12番	小	峰	陽	_
7番	加藤	光 德	13番	澤	本	幹	男

#### 2. 欠席議員(0名)

#### 3. 会議録署名議員

5番 窪 島 成 一 6番 山 根 トミ江
-----------------------

## 4. 出席説明員

管 理 者	橋本聖二	担当課長	演 中 修
副管理者	澤井敏和	担当課長	内倉厚
副管理者	坂 本 義 次	担当課長	久保嶋 光 浩
副管理者	河 村 文 夫	担当課長	原 島 滋隆

#### 5. 事務局職員

事務局長	鈴 木 忠 彦	係 長	峯 尾 元 久
主事	小 林 孝 行		

# 平成30年第2回

## 秋川流域斎場組合議会定例会会議録

日 時 平成30年10月30日(火)午前10時00分開議場 所 ひので斎場 会議室

日	程	番	号	件名
日程第	1			秋川流域斎場組合議会議長の選挙
日程第	2			議席の指定
日程第	3			会議録署名議員の指名
日程第	4			会期の決定
日程第	5			諸般の報告
日程第	6	議案第	5 号	平成29年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の 認定について
日程第	7	議案第	6 号	平成30年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第1号)について

#### 議事案件

#### 議事日程

日程第 1 秋川流域斎場組合議会議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 諸般の報告

日程第 6 議案第5号 平成29年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算

の認定について

日程第 7 議案第6号 平成30年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第1

号) について

#### 午前10時00分 開会

副 議 長 (清水 兵庫君) ただいまから、平成30年第2回秋川流域斎場組 合議会定例会を開会いたします。

11 番 │ (吉川 洋君) 議長、議事進行、いいですか。

副 議 長 (清水 兵庫君) はい、どうぞ。

11 番 (吉川 洋君) どこの議会でも、定例会が始まるときは、何時何分に開始、そして終了するときには、何時何分に閉会というものが議事録に出されます。今回、時計がずれておりましたけれども、その辺の時間は誰の時計をもって基準にするのか、お示しいただきたいと思います。

副 議 長 (清水 兵庫君) 事務局。

事務 局長 (鈴木 忠彦君) 大変申し訳ございませんでした。時計のほう、先日、停電検査がございまして、その後、確認してございませんでした。申し訳ございませんでした。時計は事務局の私の時計でお願いできればと思います。現在、10時8分ということになっております。

(「10時ちょうどではないか」の声あり)

事務 局長 (鈴木 忠彦君) 失礼しました。10時ちょうどとなっております。 そんなことで、よろしくお願いしたいと思います。

11 番 (吉川 洋君) はい、了解です。

副 議 長 (清水 兵庫君) 大変細かい事で、私も気が付きませんので、お詫 びを申し上げます。大変申し訳ございません。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 日程第1「秋川流域斎場組合議会議長の選挙」を議題といたします。 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 (清水 兵庫君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことで決定をいたしました。 お諮りします。

指名の方法につきましては、副議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副 議 長 (清水 兵庫君) ご異議ないものと認めます。

よって、副議長が指名することと決定いたしました。

それでは、議長に、加藤光徳君を指名いたします。

副 議 長 (清水 兵庫君) お諮りいたします。

ただいま副議長が指名いたしました加藤光徳君を議長の当選人と定

めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長

(清水 兵庫君) ありがとうございます。

よって、ただいま指名いたしました加藤光徳君が議長に当選されま した。

加藤光徳君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条 の規定により、告知いたします。

それでは、加藤光徳君に自席から、議長就任のご挨拶をお願いいた します。

議 長

(加藤 光徳君) 皆様、改めてこんにちは。

ただいま指名推薦により、さらに皆様方に議決をいただきまして議 長という大任を仰せつかりました日の出町の加藤と申します。

私事で申し訳ございませんが、一昨年、私、妻をこの斎場で送りました。その時に感じたんですけれど、やはり最後の別れの場所として、この斎場というのは四市町村の皆様方が最後には一回は使わなくてはならない、そんなところだと思います。それがさらに市町村民に対して使いやすい場所にするために、議会もその一躍を担っていかなければならないと痛切に感じたところであります。

残された残任期間ではありますが、前議長と同様に、議員各位、さらには正副管理者、そして事務局の皆様方に絶大なるご支援とご協力をいただきましてその任を全うしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副議長

(清水 兵庫君) ありがとうございました。

これをもちまして、私の議長代理の任務は終わりました。

新議長の加藤光徳君と議長を交代します。

ご協力、大変ありがとうございました。

議 長

(加藤 光徳君) それでは早速、会議を進めさせていただきます。 日程第2「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により議長において指定いたします。 ただいまの着席どおりの指定といたします。

議 長

(加藤 光徳君) 日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は会議規則第109条の規定により、議長において、

5番 窪島 成一君

6番 山根トミ江君

を今会期中に指名いたします。

議 長 (加藤 光徳君) 日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(加藤 光徳君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長

(加藤 光徳君) 日程第5「諸般の報告」をいたします。

議会閉会中の辞職許可につきまして、報告を行います。

平野隆史議員から、平成30年8月31日付で辞職願が提出され、 辞職を許可しております。

次に管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。 管理者、橋本聖二君。

管 理 者

(橋本 聖二君) 皆様方、おはようございます。

ただいま議長のご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上 げさせていただきます。

本日は、平成30年第2回秋川流域斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、秋たけなわの大変お忙しい中ご出席を賜り、開会できますことを心から御礼を申し上げる次第でございます。

また、本日は、当組合前議長でありました平野議員の退任に伴い、 先ほど議長選挙により、加藤光徳議員に新議長を務めていただくこと となりました。議長をはじめ議員の皆様方におかれましては、今後と も本組合の運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう、心か らお願いを申し上げます。

さて、「想い出を語るロマンの杜」ひので斎場も、平成13年4月の 供用開始以来、現在に至るまで順調に稼働をし、皆様方にご利用いた だいているところでございます。

資料でもお示しさせていただいておりますが、昨年度の施設利用状況は、火葬は1,447件、前年度と比較いたしまして35件の増でございます。このうち組合内の方の利用は1,344件、全体の93.9%となっています。

式場の利用は440件、36件の減でございまして、組合内の方の 利用は421件、95.7%となっております。

本年度につきましては、火葬炉の増設工事を計画しておりますが、日の出町の墓地等の経営の許可等に関する条例に従いまして、6月には今回の工事に関する事前協議書を日の出町に提出し、8月には地元自治会でございます第3自治会館において住民説明会を行い、9月には火葬施設の変更申請書を日の出町へ提出したところでございます。

今後は、日の出町の条例による手続きを経て、12月には工事の着手をし、2月には工事の完了ができるよう鋭意進めているところでございます。

その他の計画している改修工事等につきましても、現在まで順調に 執行しているところでございます。

また、今回、平成28年度の決算における秋川流域斎場組合財務書類を報告するものでございます。この事務書類は、一部事務組合を含む全ての地方公共団体に、統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう総務大臣通知において要請があったもので、当組合においても本年3月に作成がされたものでございます。

この財務書類の指標では、資産形成度に関して老朽化が進んでおり、保有する資産について耐用年数の約50%まで減価償却が進んでいるものの、純資産比率については総資産の8割以上を自己資産で保有しており、健全性は高い状況にあるとされており、行政コストについても負担金等で十分賄えている状況にあると判断されております。

今後も斎場組合の運営に当たりましては、財務指標を注視し、健全な財政運営に努めるとともに、多くの皆様に安心してご利用いただける心安らぐ場を提供できるよう、誠意をもって努めてまいる所存でございます。

最後に、本日ご提案申し上げている案件は、平成29年度決算認定及び30年度補正予算を提出しております。後ほど議案の内容につきましてご説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単でございますが、ご挨拶並びに近況報告とさせていただ きます。ありがとうございました。

(加藤 光徳君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

(加藤 光徳君) 日程第6 議案第5号「平成29年度秋川流域斎場組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。

(橋本 聖二君) 議案第5号 平成29年度秋川流域斎場組合会計 歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

決算書の18ページをご覧いただきたいと存じます。

平成29年度における秋川流域斎場組合会計の歳入総額は2億6391万9千円、同じく、歳出総額は2億4508万7千円となり、歳入歳出差引額は1883万2千円でございます。

実質収支額につきましても、1883万2千円でございます。

細部につきましては、平成29年度歳入歳出決算書及び事務報告書 のとおりでございます。このあと、事務局より詳細につきましてご説

議 長

議 長

管 理 者

明をさせていただきます。

なお、この決算の審査でございますが、監査委員であります松本委員につきましては体調を崩され療養中でございましたので、地方自治法第199条の3第4項の規定により、平成30年8月23日に、同じく監査委員であります小峰委員により、決算審査を行っていただいたものでございます。当日は、会計伝票、契約書、預金通帳等を丁寧かつ慎重に審査いただき、別紙のとおり適正であることの意見書を提出いただいております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして 提案理由の説明といたします。

議 長

(加藤 光徳君) ありがとうございました。

続いて、組合議会事務局より、歳入歳出決算の詳細についての説明 を求めます。鈴木事務局長。

事務 局長

(鈴木 忠彦君) それでは私から、決算の概要を説明させていただきます。

付属資料の平成29年度決算の概要をご覧いただきたいと思います。 まず、1ページ目でございます。

平成29年度秋川流域斎場組合決算は、歳入総額2億6391万8 千円で前年度比597万3千円、2.3%の増、歳出総額は2億45 08万7円で前年度比476万9千円、2%の増となり、歳入歳出差 引は1883万1千円となりました。

1ページ目の中段には、過去からの決算額を示したグラフを掲載させていただいております。下段には、臨時的な事業を掲載させていただいております。

次に2ページの歳入の状況でございますが、歳入の主な内容は、組織市町村負担金が1億6000万円で前年度と同額、使用料及び手数料は、6426万1千円で前年度比538万8千円、7.7%の減となりました。また、長期修繕計画に基づく更新工事などの経費として、建物設備整備基金より2200万円の繰入を行い、繰入額は前年度より1200万円の増となりました。

このページでも中段に、過去からの歳入の状況をグラフにして掲載させていただいております。また、下段になりますが、歳入の構成比をグラフとして示させていただいております。

次に3ページをお開き願いたいと思います。

組織市町村負担金でございますが、負担金は、26年度より1億6000万円を据え置き、今後予定される長期修繕計画に基づく大規模改修に備えることとしております。

このページでも過去からの負担金の推移、また、平成29年度組織市町村負担金の内訳を掲載してございます。

次に4ページになります。

斎場使用料でございますが、斎場使用料は、6415万8千円で前年度比535万5千円、7.7%の減となり、このうち火葬場使用料は、1914万8千円で前年度比27万1千円、1.4%の増、式場使用料は、4501万円で562万6千円、11.1%の減となりました。火葬件数は、1447件で前年度より35件の増、式場利用件数は、440件で36件の減となりました。全体に対する組織市町村の利用割合は、火葬が約92.9%、式場が約95.7%となっております。

このページでも、過去からの斎場使用料の推移、また、平成29年 度の火葬と告別式の件数を掲載させていただいております。

次に歳出でございます。 5ページをお開き願いたいと思います。

歳出の状況でございますが、歳出全体では2億4508万7千円で 前年度比476万9千円、2%の増となりました。

主な内容でございますが、建設設備整備基金積立金が2400万円、2345万4千円の減となりました。ほかに衛生費は、式場棟吸収冷温水器発生器更新工事に1636万2千円を支出するなど工事請負費全体では4019万8千円で2237万9千円の増となったほか、法定費用や経常的な委託料などの支出となりました。

このページでも過去からの歳出の推移を掲載してございます。

次に6ページをご覧いただきたいと思います。中段からになります。 基金の状況でございます。当斎場組合では、平成20年度に秋川流 域斎場組合建物設備整備基金を設置し、平成24年度には、長期修繕 計画策定業務を実施し、計画的な大規模改修による施設の維持と安定 運営を図ることとしています。

平成29年度は、式場棟吸収冷温水発生器及びITV設備更新工事に係る経費に2200万円を充当する一方、新たに2400万円の積立てを行い、基金の年度末現在高は、9891万4千円となりました。

下のグラフでは、過去からの基金の積立あるいは取崩しの状況を掲載してございます。

次に7ページをお開き願いたいと思います。

組合債の状況でございますが、平成29年度の公債費は5188万 1千円で、全て東京都区市町村振興基金からの借り入れに対する償還 となっております。借入件数は、下の表のとおり5件、借入総額は8 億2800万円に対し、29年度末現在高は、2億6839万2千円 となっています。

主な借り入れの目的でございますが、火葬場及び斎場建設事業経費のほか、21年度には連絡通路建設経費1億6700万円、25年度には循環組合からの用地取得経費8200万円の借入れを行ってお

ります。

次に、下段の今後の償還予定でございますが、30年度から32年度にかけて各1件の償還が終了していきます。その後2件の償還で年間約1500万円の償還となります。41年度末でさらに1件の償還が終了し、45年度末で全ての償還が終了する予定でございます。

最後に8ページでございます。

今後の財政運営の展望でございますが、秋川流域斎場組合の歳入予算は、組織市町村からの負担金と斎場使用料がその大部分を占めています。組織市町村負担金は、平成26年度より1億6000万円を据え置くこととしており、斎場使用料については、人口構成の高齢化により火葬場利用件数は増加傾向にありますが、式場利用については近年多様な式形態があることから今後の式場利用状況の推移を注視する必要があります。一方、歳出につきましては、長期修繕計画に基づく改修工事等を計画的に実施するとともに、32年度で供用開始後20年を迎えることから、これらの工事と併せて式場建具や備品等の入れ替えなども行う必要があり、引き続き経費の削減に最大限の努力を払うとともに、建設設備整備基金への計画的な積み立てとその運用を図ることとしています。

また、組合債の償還は33年度からは2件、約1500万円の償還になることなど、これらのことを総合的に勘案し、施設改修等に伴う支出の増加に対応しながらも、組織市町村負担金については、当分の間について現行予算の範囲内を維持するよう最大限の努力を継続してまいります。

下段では、これまでの基金充当工事と30年度を含む今後の主な予 定工事を掲載してございます。

事務局の説明は以上でございます。

(加藤 光徳君) 大変ありがとうございました。

これより質疑に入ります。1番、辻よし子君。

(辻 よし子君) それでは、3点ほど質問させていただきます。

まず、決算書のほうの15ページになります。第3款衛生費、1の保健衛生費、1の斎場費、説明欄、13の機械警備委託料の真ん中辺の火葬炉残骨灰処理委託料、この1円についての質問です。

今年の2月26日付で、事務局のほうから火葬場における残骨処理の状況についての資料を送っていただきました。1円で委託というのは、私は決して望ましい状況だとは言えないと思います。ただ、送っていただいた資料を見ますと、ひので斎場だけで解決できる問題ではなくて、ひので斎場としては非常に工夫と努力をしていらっしゃるということが資料から読み取れました。

そこで質問ですけれども、資料では平成28年度においては、書類

議 長

1 番

を提出した業者が13社あって、そのうち日の出の独自の業者選定要件、全部で16項目つくっていらっしゃると思うんですけれども、それに合致した業者は3社だけと。その3社から見積もりをとったというふうに書いてありました。その後、また平成28年度以降、ですから29年度は、その3社より見積書を徴取するというふうに書かれていたんです。でお聞きしたいのは、平成29年度、幾つの業者が手を挙げたのか、どのようにして選択したのか、その辺のご説明をお願いしたいと思います。これが1点目です。

2点目は、先ほどご説明いただいたんですけれども、決算の概要のほうの4ページになります。

使用料の件ですけれども、先ほどのご説明のとおり、平成29年度は火葬場の使用料は伸びていると。その一方で、式場の使用料は前年度比で11.1%減少していると。ただ、この4ページの表を見ますと、平成28年度に一時的に式場使用料がぐっと増えたために、平成29年度は前年度比でみると11%減少になるんであって、この10年間の推移でみる限り、必ずしも減少傾向にあるとは言えないのではないかなと。今朝ほどお配りいただきました平成30年度の利用状況、上半期のを見てみましても、むしろ火葬場のほうがちょっと減っていて、式場のほうは増えております。

先ほどのご説明、8ページのところのご説明を読んでいただいたんですけれども、ひので斎場としては火葬場のほうは高齢化によって増加傾向にあるんだけれども、告別式のほうの式場の利用は多様化によって、今後推移を注視する必要があるというふうにおっしゃられたと思うんです。全国的な傾向として、こういった式場の減少傾向が見られて、たまたまこの日の出の斎場は今のところはっきりとしたことは出てないけれども、全体的な形ではそういう減少傾向があるので、注視していくというふうに捉えていらっしゃるのかどうか。もしそうであれば、式場のほうのコスト削減、長期的な面で何か考えていらっしゃることがあるのかどうか、それが2点目です。

最後になります。事務報告書の12ページになります。

参考資料というところ、一番最後のところですけれども、環境影響調査の結果が出ていますけれども、上のほうの排ガス濃度の2番目の硫黄酸化物、これの環境保全目標値ですけれども、4705PPM と書いてあるんですけれども、平成28年度の事務報告書では30PPM となっているんですね。これ多分30PPM の単なる間違いではないかなと思うんですけれども、その辺の確認をお願いいたします。

それとその下の悪臭物質濃度のほうのアンモニア、一番上ですけれども、平成29年度は目標値が1に対して測定値が0.9と、かなり高いかなと思いました。過去2年を見てみると、平成28年度は0.

02PPM、平成27年度は0.1PPMということで、ほかのいろんな値を見ても大体基準の10分の1ぐらいが多いんですね。それが平成29年度はアンモニアのほうが高かったので、何かその辺、分析していらっしゃることがあれば教えてください。

一応3点です、よろしくお願いいたします。

議 長 事務 局長 (加藤 光德君) 鈴木事務局長。

(鈴木 忠彦君) まず決算書の15ページの委託料の火葬炉残骨灰 処理委託料の1円のところでございます。

前議会のときに資料を前局長のほうから皆様にお届けしたとおりでございますが、1円に関しては、私ども、これでいいのかというのは確かにあるところでございます。ただ、今も、じゃあどうしたらいいんだということでいろいろ考えているところでございます。ただ、このあとも近隣の何かいい方法のところがあれば、その辺を参考に検討していきたいというところでございますが、今のところこれといったいい方法というか、市民感情が悪くならないような方法が今のところ見つからないというような状況にございます。

それから29年度の業者の選定でございますが、28年度と同じように調査をしてございます。たまたまでございますが13社の調査の提出がございまして、その中から3社を選定してございます。その中で抽選で1社ということで、今回業者をまた選定をさせていただいております。

次に、決算概要の4ページ、斎場使用料でございます。斎場使用料については、式場使用料が前年度より36件、辻議員がおっしゃられたとおり36件、使用料で562万6千円の減となっているということでございます。

これについては、これといった理由は特に掴めてない状況でございますが、ただ、近年では多様な式形態があり、例えば通夜式を行わずに告別式一日で全て葬儀を行う方も増えてきていることは事実でございます。こうなりますと式場使用料も、通常、通夜で5万円、告別式で5万円の10万円というところが、告別式のみとなりますと半分の5万円ということになります。

また、近隣に家族葬などをメインに行う民間の小規模な式場が幾つかできていることは承知しております。そうしますと、当斎場の式場を使わずに民間の式場を利用して火葬のみを当斎場で行うという方も多かったようでございます。

ただ、昨年、式場の利用件数は減っていることは事実でございますが、先ほど辻議員もおっしゃられたとおり、きょうお配りした資料を見ますと、本年度30年度前期4月から9月を見てみますと、前年度より、この時期まででございますが21件の増、金額で300万円の

議 1 番 増となっており、一昨年、28年度程度の使用件数あるいは使用料を 見込めるのかなと思っております。

いずれにしましても、火葬につきましては組合内の方は基本的に当 斎場を使うことになりますので、火葬の利用件数については当分の間、 少しずつでも増えていく傾向にあるのかなと思われます。一方、式場 利用については、昨年度は少し減りましたが、今年度はある程度の件 数も見込めそうなことから、単にこれから減っていくのではなく、今 後の式場利用の状況を注視していく必要があるのかなと考えており ます。

続きまして、事務報告書の12ページ、硫黄酸化物の環境保全目標値が4705となっておりますが、これ間違いではないかということでございます。 辻議員、昨年の資料を見て、これは間違いと思われます。この辺はもう一度よく確認をして、また訂正したものを皆様にお送りをさせていただければと思います。

それから、下のアンモニアでございます。環境保全目標値1に対して0.9ということでございますが、この辺につきましては、その検査の当日の火葬される方、体格とか棺桶の中に入れたもの、事務局としては棺桶の中になるべく不燃物とかそういうものは入れないようには指導しておりますが、なかなか、最後のお別れのところでございます。棺桶の中まで見せてくれと言うわけにもいかないものですから、この辺はある程度葬祭業者さん、個人にお任せしているというところが現状でございます。確実な根拠ではないのですが、そのようなことではなかろうかと思います。以上です。

(加藤 光徳君) 1番、辻よし子君。

(辻 よし子君) ご答弁ありがとうございました。まず、最初の残骨処理についてですけれども、送っていただいた説明資料の中で、平成28年度以降は16項目に適した3社の中から見積りをとるというふうに書かれていたんですけれども、29年度も同じように13社がまた手を挙げて、そしてまた同じことをしたということなんでしょうか。

そうだとすると、いつも基準を満たさないところまた申し込んできて、またそれを審査しなければいけないので、事務局の手間もちょっとかかってしまうので、その辺をもう少し効率的にやっていただいたほうがいいのかなと思いました。もし何か間違いがあれば教えてください。

それと残骨灰の処理については、私は、処理にかかる適正な料金というんですかそれを事業主に払って、有価金属というのは法令上は残骨灰の所有権をもっている自治体にあるので、それを自治体に返却するとか、何かしら市民の方にとって納得のいく委託料の取り方ができ

ないかなと思っております。ただ、ここの斎場だけでは無理だと思いますので、ぜひ他のところとも連携とりながら、国のほうにそういった法令をつくるとか、何かしらの動きをしていかないとこれが続いてしまうので、ぜひ、ご検討いただければと思います。

それから使用料についてはわかりました。特に長期的な今のところ、 まだ見通しはこれから様子を見ながらということだと思います。

それから環境の影響評価のほうなんですけれども、アンモニアのほうが 0.9 で高かったと。これ、1回しか測っていませんので、ちょっとその辺がどうなのかなと気になります。仮に目標値を超えてしまった項目があったときに、どのような対応をされるのか、そこをちょっと教えていただけますか。

議 事務 局長 (加藤 光德君) 鈴木事務局長。

(鈴木 忠彦君) まず1つ目の質問の残骨灰のことでございます。 選定業者については、すみません間違えておりました。28年度に 選定をした3件の中からもう一度見積もりをとったという状況でご ざいました。大変失礼しました。

それから、式場利用については、辻議員のおっしゃるとおり、また 今年も上がるような傾向もございますので、もう少し今後の推移をみ させていただければなと考えております。

最後のアンモニアの件でございますけれども、たまたまですかわからないんですけれども、今まで基準値は出たことはございません。ただ、出てしまったらということだと思いますけれども、その中に入れるものも、火葬する方もいろいろございますので、出てしまったらまた皆様に報告はする必要があるのかなとは思いますが、それにしても、1回だけの判断ではなかなか判断がつきにくいかなと思いますので、その辺もう1回、それでも出るようなら何回か測ることは必要かなというふうに考えております。以上でございます。

議 1 番 議 (加藤 光徳君) よろしいですか。

(辻 よし子君) はい、ありがとうございました。

(加藤 光徳君) ほかに質疑はございますか。

6番、山根トミ江君。

6 番

(山根トミ江君) それでは私からは1点だけ、決算書の15ページのところの除雪作業委託料8万5千、それから除雪機械リース料63万、このことについてお聞きしたいんですけれども、今年の1月22日でしたかしらね、東京都内そして多摩地域でも大雪が降って、各地で少なくない影響が出ました。今回の雪の特徴は、雪が降ったあと気温が低い日がずうっと続いたんですよね。そのための除雪作業が遅れちゃった所は路面が凍結しちゃって車が通行するのにとても危険な箇所が発生しました。

そこでお聞きしたいのですけれども、当組合におきましては、今回のこの除雪の対応は順調に行われたのかどうなのか、その辺のところと、斎場利用者に支障をきたすようなことはなかったのかどうか。そしてこの費用ですけれど、除雪作業の費用は当初予算の費用で足りたのかどうか、その辺のところ、お聞かせください。

議 長 事務 局長 (加藤 光德君) 鈴木事務局長。

(鈴木 忠彦君) それでは、昨年1月あるいは2月に積雪がございました。その件に関してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1月22日の積雪のほうが少し多かったのかなと考えております。この積雪については、あらかじめ天気予報を確認しながら建設業者に除雪のお願いをしていたものでございますが、建設業者のほうも町全体の除雪作業もございますので、体が空き次第、斎場の除雪にあたってもらうということにしてございました。

当日は朝から積雪がございましたので、まず斎場レンタルのホイールローダーと斎場の除雪機により職員が場内の除雪を開始してございます。その後、お願いしていた建設業者の方が、手が空きましたのでもう1台建設業者からホイールローダーを持ち込んでいただき、斎場レンタルのホイールローダーと2台態勢で、それと斎場除雪機により場内の除雪を行ったものでございます。

その後、場内の除雪がある程度済んだ段階で、建設業者の重機によりましてアクセス路、平井中学校の上からこの斎場に入るところまでの道路でございます、の除雪を、特に日陰の部分を町の除雪に協力してその辺は行っていったものでございます。文化の森入口から上のひのでホームさんの所まで、それと二ツ塚の信号から斎場まで、それとひのでホームさんから先のアクセス道路については、日の出町の依頼で除雪にあたっていただいたものでございますが、やはり短時間にとらないと凍ってしまいますので、ある程度場内の除雪のほうが目鼻がついたところで1台がそっちに回ってもらって、町に協力して行ったというところでございます。

翌23日にも、全部が全部とりきれたわけではございませんので、23日にも場内の日陰部分、特にこのあと、おいておくと凍ってしまうような部分、それとアクセス路内のもう一度日陰の部分も雪が残っている部分がございましたので、斎場のお客様の安全を確保するために再度除雪を行ったものでございます。

それから、もう1件の積雪のほうは2月2日ということになったのかなと思います。こちらは積雪のほうも前回より少し少なかったのかなということで、こちらについてもあらかじめ建設業者に除雪のお願いをしていたところでございますが、まず斎場職員によりレンタルのホイールローダーと除雪機により除雪を開始し、やはり斎場職員、ホ

イールローダーは運転はするようにはしていますが、何分素人でございますので、建設業者さんにやってもらったほうがきれいにとれるということで、途中から建設業者さん、体だけお借りしてここのレンタルのホイールローダーで除雪をしたというところでございます。

積雪が多い場合には、斎場職員、委託をしているシルバー人材センターの指導員、宿直員、それに火葬を委託している職員を含めて、業務に必要な職員を残して、総動員で除雪にあたるということとしてございます。おかげさまで1月22日、2月2日共に、当日の利用者の方にも滞りなく火葬あるいは通夜式等を行っていただくことができました。

予算で足りたのかというご質問でございましたが、当初予算で28万ほどの予算を用意してございました。これは建設業者さんを24時間分ぐらい、1日24時間働くことはございませんので、24時間分ぐらいの予算の見積もりをしたものでございます。に対して8万5千いくらということでございますので、予算的には足りていたということでございます。

議 長

番

6

(加藤 光徳君) 6番、山根トミ江君。

(山根トミ江君) 何か予算も足りて、それで滞りなく、迷惑かけずに済んだということで安心をいたしました。これからも、今年も災害がいろいろな所で起きましたけれども、地球温暖化などの影響もあって、いつ何時どんな災害が起こるかわからないというふうな状況になっていますので、今後も斎場利用者が安心して通行できるよう、こうした大雪などに備えて、万全の対策をとっていただくよう要望して私の質問を終ります。ありがとうございます。

議 11 番

(加藤 光徳君) ほかに、11番、吉川洋君。

(吉川 洋君) 私、檜原村で30m滑落して首を骨折して約1週間前に退院してまいりました。その際には皆さんにご心配をおかけし、また組合からもお見舞いなどいただきまして、この場を借りて感謝を申し上げます。こうやって歩けるようになりました。一歩間違えれば、私はここの釜に入っていたかなというような重大な事故でありましたけれども、歩けるようになって、喋れるようにもなりました。御礼を申し上げます。

まず3点ほどお聞きする前に、議長、檜原では実は女性議員、男性議員含めて、皆さんさんづけで呼んでいるんですよ。ここでは慣例的にどうなっているのかわからないので、二人の女性議員に対して君づけというのは、私はちょっと檜原とは違うのかなと感じたので、今までどうだったのかな何て思ったものですから、それは事務局のほうもちょっと確認していただきたいと思います。

それはべつにいいです。あとで確認してもらえれば。議長がそうい

うのであれば、それでいいんだと言えばそれでいいということです。まず、先ほど辻議員が質問した決算書の15ページですね。15ページの委託に関することなんですけれども、この残骨灰の1円入札については、これマスコミでも大きくやっておりました。私もそれを観て、先ほどの事務局長の答弁を聴くと、前回の議会での質疑と答弁が全く同じなんですよね。要するに近隣の状況を調べてみますと、調べてみますということで、有償化をしたり、先ほど辻議員が言っておりましたように、それが各組合、自治体のほうに分けているところもあるし、そうじゃないところもある。そういう近隣の状況を調べるというような状況を答弁していたんで、今回は調べた結果か何かが報告されるのかなと思っていたんですが、前回から今回に至るまでの間、そういうような委託についての調査というものはどうされているのか。これ今回の季託、いる人な頂見がありますければないるの発色底の

これ今回の委託、いろんな項目がありますけれども、その残骨灰の 委託含めて、これは委託の適正化とかというようなこと、また委託に ついて受託者の選定基準、そういうものについてはどういうようなも のがあるのかご説明をいただき、その結果このような決算の数字にな ったんですよというようなご説明をいただきたいと思います。

それから次に、決算の付属資料のページの6ですね。6に基金残高が9891万4千円ということです。基金の積立てというものは計画的にされるべきものであると思いますが、その場合においては、組合債の起債とあるいは基金の活用と、この辺のバランスなどはどのような形で検討されてきたのか、その結果がこういうふうな形に、数字になったんですよというようなことであれば、ご説明をいただきたいと思います。

それから先ほど辻議員が質疑しておりました事務報告書の12ページの参考資料、これは参考資料といっても私たち議員というのは一通り目を通すわけで、そういうものを基準に質疑をするわけですね。本来、この硫黄酸化物、環境保全目標値4705、これが間違えていましたと言われて、そうですかと済む話ではないんですよ。

これは事務局の仕事ですけれども、これは実は提出者、管理者であります、全ての書類は。管理者として、このようなことについてはきちんと今後対応すると。また、本来はこの議会をストップしても、議長、この数字はどういうものなのかというのを提出されなければならないものだと思います。そこまで議会を止めるというのは、ちょっと私も申し訳ないと思うので、管理者として一言をいただきたいなと、このように思います。以上です。

議 長 (加藤 光德君) 鈴木事務局長。

事務 局長 (鈴木 忠彦君) まず、1点目の残骨灰の処理の委託、それから、 ほかの委託の基準についてということでございます。 まず残骨灰の処理に関して、前回の答えと変わってないじゃないかということでございます。確かになかなか、ほかの状況を、有価金属を売るようにしたというところも出ているようなことも確認はしてございます。ただ、これでいいのかというのも正直なところ判断ができないところでありますので、もうしばらく調査をさせていただければなと考えております。

それから、そのほかの委託の選定でございますが、まずこの施設、委託の中で例えば電気とかそういったものについては、当初の設置業者とかそういったところで毎年やっているところに委託をしないと、なかなか専門的なものでございますので、できないということで、随意契約としているところもございます。それから、どこでもできるよというようなところは、例えば、先ほどの排ガス・臭気・騒音測定委託、これも入札において選定をしてございます。また場内の植栽の管理、草刈委託というのも入札ということでしてございます。あと、清掃の委託についても入札ということにさせてもらってございます。

それから多いのは、契約事務規則の中で50万以下については見積 徴取をして、その中で安いところでお願いをしているということの状 況でございます。

最後に基金の状況でございます。先ほど決算の概要でお話を少しさせてもらいましたが、決算の概要8ページになります。財政運営の展望ということで下のほうに表を載せさせていただいております。

今回、31年度以降33年までの予定されている工事を掲載させていただいておりますが、現在、もととなる長期修繕計画の中でも予定年度を前倒しして更新工事を行っているもの、あるいは先送りしているもの、幾つか出てきております。また、現の修繕計画には既存の火葬炉3炉の改修あるいは入れ替え等についても計画がされてなかったことから、事務局としては先に申し上げたように、当斎場も供用開始後20年目を迎える平成32年度を節目の年と考えております。今後、今年度増設する火葬炉を含めた中で、新たな修繕計画によりその後の施設の改修あるいは更新を進めていければと考えているところでございます。この修繕計画を見直すに併せて基金の積立てあるいは取崩、また組合債の償還も含めた中で資金計画も立てていければなと考えているところでございます。以上です。

管 理 者議 長

番

1 1

(橋本 聖二君) わかりました。訂正させていただきます。

(加藤 光德君) 吉川洋君。

(吉川 洋君) 訂正していただくということは当然のことだと思いますが、管理者としてしっかり事務局のほうも管理をしていただき たいと思います。

それで残骨灰のことなんかについて、基本的に、要するにご遺族様

の有価物をお金に換えて自治体で分け合うのはいかがなもの、いや、 それはむしろでもやらなければ、遺族の人たちもそれがまた自治体の ほうに生かされるんならば、それはそれでいいじゃないか、いろんな モラルも含めて日本人の思考なども含めて、いろいろ議論があると思 うんですよ。その辺の議論の定めもきちんとしないと、今までと同じ ような形で同じような答弁が繰り返されるんじゃないかなと思うん ですよ。

そういうような議論を、この29年度の決算の策定に当って、どこまでされてきたかを示していただきたいと思うんですよ。全くされずに前回と同じような答弁だったら、ここで議場で私たちが質疑しても意味なくなっちゃうんですよね。だからその辺がどの程度、どういうふうな観点で議論をしたのかということを、事実としてないならないでいいですよ。でもやったんならば、こういうふうな議論があったと、ということを示していただきたいなと思うわけですよ。お答えをいただきたいと思います。

それから起債と基金の関係ですけれども、先ほど言われた決算の概要の8ページ、確かに30年度、31年度以降これ足すと1億超えますから、いわゆる基金が9600万、約1億円近くありますけれども、この中のいろんな工事がありますよね。工事の中で、こういう工事については組合債で対応したほうが有利だねとか、あるいは、これはいわゆる基金を取り崩して対応したほうがいいんじゃないかとか、というような議論というのは一体どういう場で行われているのか、見えないものですから、その辺のバランスを含めてご説明いただきたいと思います。

それから参考に、29年度の組合債の利息は何パーセントであった のか、お示しください。

議 長 (加藤 光德君) 鈴木事務局長。

事務 局長

(鈴木 忠彦君) まず、残骨灰のその後の議論でございますが、正直なところ進んでないところは事実でございます。今後もう少しこれだというようなものがございましたら、いろんなところから情報を集めて進めていきたいと思っております。進んでないことは事実でございます。申し訳ございません。

それから基金のことでございますが、基金の、このものは基金を使って充当するとか、しないというような判断は、どうしているのかということでございますが、これ事務局のほうで案をつくりまして、長期修繕計画のあとにまだこういうものはあるよというのは見ながら、この部分については、じゃ今年は予算を組むに当ってこのぐらい崩さないと足りないのかなというようなところで、基金は取崩しをこのぐらいしたいということで管理者にも説明をしているところでござい

ます。もとの案を作るのは事務局でございます。

それから基金の利率については、決算書の24ページ、25ページにございます。各1番から5番まで1.05、一番下のものが0.5ということでございます。これは借入当時の利率を、ずっとこのまま続くというところでございます。以上でございます。

議長

議

管

理

長

(加藤 光德君) 吉川洋君。

11 番 (吉川 洋君) わかりました。今、事務局の鈴木さんのほうから 基金と組合債のバランスなどについては事務局でそういう案を策定 し、管理者にも出してあるということでありますから、可能であれば 私たち議員にも、どういうバランスでどういうような検討をされたの かの資料を、後日で結構ですが議長のほうで判断していただいて、配 付を願えたらありがたいと思います。要望しておきます。

議 長 (加藤 光徳君) はい、わかりました。では後日よく相談して、対 応するようにいたします。

ほかに質疑はないですうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (加藤 光徳君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (加藤 光徳君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。 これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (加藤 光徳君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認されました。

(加藤 光徳君) 日程第7 議案第6号「平成30年度秋川流域斎場組合会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二君。

者 (橋本 聖二君) 議案第6号 平成30年度秋川流域斎場組合会計 補正予算(第1号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1683万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8591万9千円とさせていただくものでございます。

内容につきましては、予算書の4ページ、5ページをご覧いただき たいと思います。

歳入でございますが、前年度の繰越金が確定いたしましたことから、 前年度繰越金に1683万1千円追加し、1883万1千円とするも のでございます。

- 17 -

次に、歳出でございますが、総務費の一般管理経費のうち例規集追録料に33万3千円追加するほか、地方公会計書類作成支援並びに斎場使用台帳管理システムカレンダー更新作業についての委託料を計上するとともに、建物設備整備基金積立金に1446万円を追加するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして 提案理由の説明といたします。

(加藤 光徳君) これより質疑に入ります。

11番、吉川洋君。

番 (吉川 洋君) 歳出の5ページのところで、一般管理経費の中の 14斎場使用台帳管理システムカレンダー更新作業委託料56万8 千円になっているんですが、これはどういうものなか、まずご説明い ただきたいと思います。

(加藤 光德君) 事務局長。

(鈴木 忠彦君) お答えいたします。斎場使用台帳管理システムカレンダー更新作業委託のご質問でございますが、斎場使用台帳管理システムカレンダー更新作業でございますが、このシステムについては式場の受付管理をしているものでございます。

実はこのシステムは過去、平成22年当時なんですが、パソコンのエクセルをベースに当時の職員がつくったシステムでございます。この職員は非常に高度なコンピューター知識を持ち合わせており、このシステムを自前でつくったということであり、この職員以外の、更新あるいは不具合などが出た場合のメンテナンスができないというような状況のまま使っていたものでございます。

この職員は既に異動しているんですが、毎年度、年度切り替えの際には更新をお願いしてやってもらっていたというような現状でございます。しかし、今回この職員が体調を崩され、長期の休養に入ってしまったということでございます。そうしますとこの台帳のカレンダーの今も少し不具合が出ているんですが、メンテナンスが、そのほうは手作業でどうにかこうにか進めているんですが、この後の年度切り替えの更新が、非常によくできているシステムで一般の職員には直すのは難しいというようなものでございます。

また、このシステムについては、パソコン自体のバージョンアップなどにより互換性の問題も発生しているというところも今現在出ているところでございます。今後この職員が復帰してもメンテナンスの面で不安の部分も残りますので、今後システム会社などで普段から管理、メンテナンスもできるようなシステムに入れ替えられるのかなということで今研究をしているところでございます。今回はどっちにしても今のシステムの中でシステム会社にお願いをして、最低限の使え

...

長

議

1 1 番

議 長事務 局長

るところまでは補修をするということを考えております。

議 長

11 番

(加藤 光徳君) 吉川洋君。 (吉川 洋尹) まね 議提で関いている。

(吉川 洋君) まあ、議場で聞いている議員の皆さんも、ちょっと、ええっなんて思ったんじゃないかと思うんで、私ね、エクセルでしょ、基本的に。エクセルなんか多分ほとんどの議員も使いこなして、皆さん使いこなしているごく普通のソフトです。それでね、担当の人が22年につくったものを今使いこなせなくなっちゃったというのは、業務の継続性とか継承性なんて一体どこにあるのかなって疑問に思ったんですよね。

それで、これに56万8千円、斎場使用台帳管理システムっていうと何か難しく思うけれども、要するに斎場申し込みがあって、どれだけ利用して、どういう人たちが利用したというのをエクセルに打ち込んでいるんでしょ、簡単に言えば。だから、それに56万8千円も使うというのは、ちょっといかがなものかなと思うんですけれども、これ多分、受託業者が言ってきた数字をのっけたんじゃないかなと思うんですよ。やっぱりね、このぐらいのことは職員でやってほしいと思うけれど、それだけの能力がないということなんですか。

議 長 事務 局長 (加藤 光德君) 鈴木事務局長。

(鈴木 忠彦君) 確かにエクセルをベースにつくったものであるというのは事実でございます。ただですね、これ本当に複雑にできておりまして、打ち込むのはエクセルのところに打ち込んでいくというわけでございますが、そこの受付から集計、それから案内が全部そこから出せるような形、一度に出せるような形のシステムでございます。案内とか、火葬場のきょうは誰が入っていて、こういう人の状況をここにはってくださいとか、火葬場のきょうは何家さんが入って、はってくださいとか、そういう情報が全て一括で出せるようになっております。それから年度の各月づきの集計や各細かい火葬業務、何市の方が何件、町内の方が何件とかそういう細かいところまで、全部このエクセルをもとにつくったものでございます。

確かに職員ができないのかということでございますが、これ、日の 出の役場の中でも、システム関連の職員に助けを求めても、ちょっと これは本人じゃないとわからないな、というようなのが現状でござい ます。これがないと本当に業務が滞ってしまうような状態でございま すので、ぜひ、ここはお願いをして、システムの改修をさせていただ ければと思います。

議 長

(加藤 光德君) 吉川洋君。

11 番

(吉川 洋君) 要するに、私たちこの議場にいるということは、 各市町村の議会を代表してきていることは、各市町村の人々から、こ の議場でどんな議論があったの、こういう資料ちょっと見せて、と言 われたときに、説明しなきゃいけないわけですよ。そうしたときに、今の説明で村民の方なり市町村民の人に通用するかなというふうに思います、はっきり言って。こういうような一人の人がマニアックにつくったものなのと思っちゃいますよ。その辺のチェックもきちんとした上で、何ていうかな、補正予算に計上するというようなことをしないと、なかなか、簡単に、あっそうですかと言うわけにはいかなくなってしまいますよ。以上です。

議 長

(加藤 光徳君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(加藤 光徳君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(加藤 光徳君) 通告がありませんので、討論を終結いたします。 これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長

(加藤 光徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

議 長

(加藤 光徳君) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。 これをもちまして、平成30年第2回秋川流域斎場組合議会定例会を 閉会といたします。

午前11時18分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成30年 月 日

秋川流域斎場組合議会議長

秋川流域斎場組合議会議員

秋川流域斎場組合議会議員